



春の風物詩

シロウオとり始まる

春の訪れを告げるシロウオとりが市内美々津町の耳

川河口で始まりました。このシロウオは、毎年二、

三月ごろに産卵のためみち潮にのって川にのぼって

くるもので、川岸にささ竹でアバ(網場)をつくって

タモ網ですくいあげると、体長三〜四寸の透明のシ

ロウオがたくさんとれる。ことしは豊漁で、このシ

ロウオは、すいもの、あげもの(天ぷら)料理のほ

か、生きたままの感触を味わうおどり食いなど

で食通をよろこばせる。シロウオは、ハゼ科

○……………としておくと便利です……………○

今月の主な内容

- | | | |
|--------------------|----------------|--------------------------|
| 2面・3面…用途地域が近くきまります | 4月から通学区域が変わります | 6面・7面…裁判所だより
(遺言のはなし) |
| 4面・5面…市県民税の申告相談日程 | 春の火災予防運動 | 話題を追って |
| 飲酒運転はやめよう | | 8面……………おしらせ |



用途地域近く確定

三月二十八日に公聴会



都市計画法にもとづいて、日向市でも「住みよい町づくり」をねらいとした「新用途地域」が近く指定されます。

この新しい用途地域は、住みよい生活環境を保つために、それぞれの地域に応じた町づくりをしようというもので、いま市都市計画課でも、そのための作業をすすめています。これが正式に決まると、建物を建てる時、いろいろの制限をうけることとなります。

みなさんのくらしにもっとも関係のあることがらです。今月は、その内容のあらましをお知らせいたしましょう。

△新しい用途地域とは▽

わたしたちが住んでいる町をみまわしますと、公害とされるものがたくさん起っています。

町には人口や、工場などの産業が集まっていますが、このように動き方をそのまま放置しておきますと、建物の用途や形、高さ、また敷地面積に対する建坪の割合など、建物が無秩序にいきまじっ

て、騒音、悪臭、日あたりの妨害などにより、わたしたちの住環境はますます悪くなるばかりです。

そこで、このようなことが起らないように建物を建築する場合に、わたしたち社会人がお互いに守るべき最低限のルールを定めたものが「用途地域」です。

この用途地域は、道路、公園、下水道などと同じように、町づくりの基礎となるものの一つで、都市計画法により、現在の市街地や新しく市街地となるところには必ず定めることになっています。

△新しい用途地域の内容▽

これまでの用途地域を変更し、

新しく八種類に細区分して指定することになっています。指定されるようとして八種類の用途別の内容をおおまかにお知らせします。

- 第一種住居専用地域
建物の高さの低い住宅（低層住宅地）としての住宅環境を保護するため定める区域
- 第二種住居専用地域
建物の高さの高い住宅（中高層住宅）も建つような住宅地としての環境を保護するため定める区域
- 住居地域
おもに住宅の環境を保護するため定める区域
- 近隣商業地域
周辺の住宅地の人のために日用品を販売する商店など、商業の利便を増すため定める区域
- 商業地域
百貨店や専門店、事務所、娯楽施設など、いろいろな商業施設が集まる町の中心となる地域で商業業務の利便を増すため定める区域
- 準工業地域
おもに環境を悪化させない工業の利便を増すため定める区域

新しい用途地域内の建物の用途制限概要

例	新しい用途地域内の建物の用途制限概要							
	第一種住居専用地域	第二種住居専用地域	住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○
兼用住宅のうち店舗、事務所などの部分が一定規模以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○
上記以外の兼用住宅	○	○	○	○	○	○	○	○
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○
図書館、博物館	○	○	○	○	○	○	○	○
神社、寺院、教会	○	○	○	○	○	○	○	○
養老院、児童所、公衆浴場、診療所	○	○	○	○	○	○	○	○
遊楽遊出所、公衆電話所、一定規模以下の郵便局	○	○	○	○	○	○	○	○
大学、高等専門学校、各種学校	○	○	○	○	○	○	○	○
病院	○	○	○	○	○	○	○	○
物品販売を営む店舗（百貨店を含む）、飲食店	○	○	○	○	○	○	○	○
上記以外の店舗、事務所	○	○	○	○	○	○	○	○
ホテル、モーテル、旅館	○	○	○	○	○	○	○	○
ボーリング場、スケート場、水泳場	○	○	○	○	○	○	○	○
まじゅん屋、ぱちんこ屋、射的場	○	○	○	○	○	○	○	○
劇場、映画館、演習場、競馬場	○	○	○	○	○	○	○	○
娯楽、料理店、バー、キャバレー、ダンスホール、トルコ風呂	○	○	○	○	○	○	○	○
営業用倉庫、床面積の合計が50㎡をこえる車庫（一定規模以下の貯蔵庫などを除く）	○	○	○	○	○	○	○	○
自動車数計置所、床面積の合計が15㎡をこえる高倉	○	○	○	○	○	○	○	○
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋などの食品製造工場で一定規模以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○
作業場の床面積が50㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが少ないもの	○	○	○	○	○	○	○	○
・ 15㎡以下の工場	○	○	○	○	○	○	○	○
・ 15㎡をこえる工場	○	○	○	○	○	○	○	○
危険性が大きいまたは著しく環境を悪化させるおそれがある工場	○	○	○	○	○	○	○	○
火薬庫、石油庫、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設	○	○	○	○	○	○	○	○
・ 少ない施設	○	○	○	○	○	○	○	○
・ やや多い施設	○	○	○	○	○	○	○	○
・ 多い施設	○	○	○	○	○	○	○	○
卸売市場、と畜場、火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場	○	○	○	○	○	○	○	○

便を増すため定める区域

●工業地域
工業の利便を増進するために定める区域

●工業専用地域
とくに工業の利便を増すために定める区域

おおむね以上のとおりですが、用途地域が決まると、別表のように建物の用途制限などが加えられます。

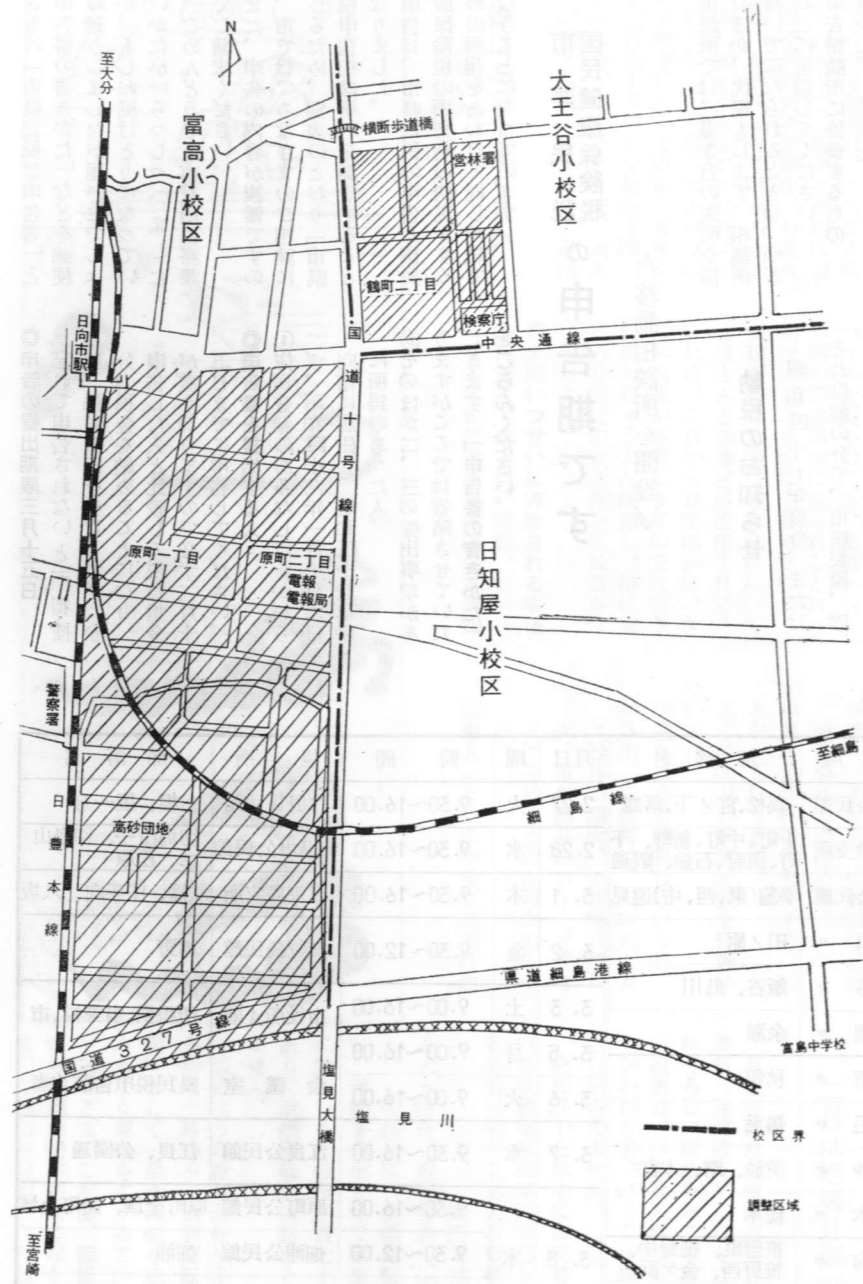
なお、用途地域の設定にあたり

て、みなさんのご意見をお聞きするためつぎのとおり公聴会を開きますので、住みよい町づくりの立場からご意見をお聞かせください。

公聴会の日時および場所
日時、昭和四十八年三月二十八日午後一時
場所、日向市役所四階大会議室

通学区域がかわります

本年四月一日から



ことしの四月一日から開校する大王谷小学校に伴う通学区域が、つぎのようにきまりましたのでお知らせします。

一、大王谷小学校区

梶木、庄手、亀崎東、亀崎中、亀崎南、畑浦、大字富高の一部

二、富高小学校区
大字富高、南町、中町、本町、上町、都町、北町、大字塩見の一部、鶴町

①大王谷小学校区予定の鶴町区（国道十号線の東側から富島高等學校西通りまでの地区）

②富高小学校区予定の高砂、原町（国道十号線の西側）

（注）調整区域は、他の通学区域のように規制されず、大王谷小学校区予定の鶴町区は大王谷小学校、富高小学校のいずれかを選択できること、また富高小学校区予定の原町、高砂区は富高小学校、日知屋小学校のいずれかを選択できること。

新刊 図書案内



市立図書館（日向市勤労青少年ホーム一階）に、つぎの新刊図書がはいりましたので、ご利用ください。なお、開館時間は月曜～金曜は午前九時から午後五時まで、土曜日は正午まで、日曜、祭日は休館です。

〔文学〕
さびしい王様（北杜夫）、死火山の肌（黒岩重吾）、さすらいびとの子守唄（北山修）冷酷な報酬（梶山季之、孤独な刺客（柴田錬三郎）、びかたん（梶山季之）、アンネの日記（アンネ・フランク）

〔社会科学〕
老年期の健康読本（近藤宏二）、若がりえり体操とマッサージ（河野信弘）、老人扶養を考える（永井輝男）、国を守る（防衛庁）、日本列島（前園直健）、軍艦エムデン死闘の記録（フレッド・マックメント）

〔芸術〕
茶の心（千宗室）、踊りの心（尾上松緑）、芸の心（吉住慈恭）

〔その他〕
学童の発育と食べもの（食生活研究会）、平凡社世界大百科事典



煙はあなたより早い
火事になったら
まず逃げること

①百貨店、地下街、旅館、ホテル
などおよび複合用途防火対象物

④全国いつせいに実施される事項
⑤老人（とくにからだの不自由

ことしも春の火災予防運動が、二月二十八日から三月十三日まで全国いつせいに進められています。火災による被害は、としごとにふえるばかりで、昨年全国的には六万四千件の火災が発生、七百八十六億円が灰になり千四百八十三人の尊い命が失なわれています。原因別には、相変わらずタバコの火の不始末によるものが一番多く九千三百六十五件で全体の十四、六割をしめ、ついでたき火、火あそびの順となっております。日向

-----春の火災予防運動始まる-----

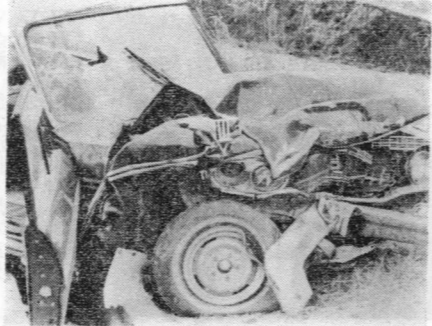


市では、三十件発生、千二百二十四万七千円が灰になっております。最近の火災の特徴は大阪千日デパート火災をはじめ、北陸トンネル内の列車事故に見られるとおり新建材による煙の中毒死です。大建築物は勿論一般家庭においてもほとんど新建材が使用されているため、これから春先にかけて、さらに火災が多発しますので火災予防にはじゅうぶん注意し、特に家庭内での火の取り扱いには気をつけましょう。

- ①各業種が混雑している建物における安全避難
- ②避難路の確保
- ③避難誘導の徹底
- ④避難訓練の実施
- ⑤わが家の安全管理
- ⑥たばこの投げ捨てと寝たばこの防止
- ⑦外出、就寝前の火の元点検の励行
- ⑧老人、子ども、病弱者などの就寝場所の安全点検
- ⑨車両および林野の火災予防となっており
- ⑩とくに⑨のわが家の安全管理については、
- ⑪寝たばこは絶対しないこと
- ⑫外出、就寝時は、火の元（ガス器具の種火、チリ焼の残り火、電気器具のスイッチなど）をじゅうぶん確かめること
- ⑬老人（とくにからだの不自由

飲酒運転はやめよう
二月は絶滅月間です

交通三悪!!（飲酒運転、無免許運転、速度違反）、なかでも最もおそろしい事故をおこす飲酒運転の追放は、みんなの切なる願いにもかかわらず、いっこう減少のきざしがみえません。昭和四十七年中に日向警察署管内で飲酒運転が原因で起きた交通事故は、六件で七人の重軽傷者を出しています。（県内では、発生百七十四件、重軽傷者二百十三人）このほかに、飲酒運転で検挙し、運転を中止させて事故を未然に防止しえたのが三百七十八件もあり、飲酒運転が依然あとを絶ちません。このような飲酒運転が多いところから二月中を「飲酒運転絶滅月間」として、飲酒運転を絶対にやめるよう運動をすすめています。みなさまのご家庭、職場、地域から飲酒運転が絶対になくなるよう、ご協力をお願いいたします。



無惨な飲酒運転の結末

●飲酒運転追放に立ちあがらしましょう
●のんだらるなるならむなのるならむな
●酒飲めば愛車が凶器に早がわり

市県民税の申告期です
国民健康保険税の申告期です

《移動相談所を開設》

相談所では、書き方の説明や指導のほか、代筆もします。相談所においてなられるときは、つきのことにご留意してください。
◎申告相談所に持参するもの
①印かん。
②家族のなまえや生年月日のわかるもの。
③国民健康保険税の領収書および年金手帳
④医療費や生命保険の領収書、そのほか必要経費の認定に必要な領収書および関係書類
⑤そのほか、所得の算定に必要な関係書類

納税のお知らせ
昭和四十七年度分、またはそれ以前分、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、国民年金保険料などの納付がまだお済みでないかたは、三月末日までに、市内各金融機関、市役所の各支所、出張所、市税課納税係に納付されるようご協力をお願いいたします。

さきに「市県民税等申告書」と「申告書の書きかた」などを郵便でお送りしましたが届いたでしょうか。もしお受けとりになっていないかたがいらっしゃいましたら、ごめんどうでも市役所税務課までご請求ください。また、申告の内容が複雑ですので、市では、みなさまのご相談に際して、別表のとおり「市県民税申告相談所」を開設することになりました。申告は、市県民税の申告と国民健康保険税の所得割の決定をするための所得をあわせて同じ用紙で行なうことになっていきます。

◎申告の提出期限三月十五日
忘れて申告されないで所得控除、税額控除を受けられず、余分の税金を納めることになり、申告した人と比較して税負担金が重くなりますので必ず三月十五日までに申告してください。
◎申告書を提出する人
①住民登録のあるなしにかかわらず、昭和四十八年一月一日に日向市に居住し、昭和四十七年中に所得のあった人。
②そのほか二、三の提出事項があります。ここでは省略させていただきます。「申告書の書きかた」をらんください。

◎申告相談所開設日程表

月日	曜	時間	場所	部落名	月日	曜	時間	場所	部落名			
2.19	月	9.30~16.00	高松公民館	高松、宮ノ下、落鹿	2.27	火	9.30~16.00	曾根公民館	曾根、堀一方			
		9.30~16.00	美々津支所	上町、中町、新町、下町、別府、石並、駅通	2.28	水	9.30~16.00	切島山公民館	切島山一、切島山二、松原			
2.20	火	9.30~12.00	幸脇公民館	幸脇(東、西、中)遠見	3.1	木	9.30~16.00	旧細島支所	八幡、庄手向、八坂			
		13.30~16.00	田ノ原	田ノ原	3.2	金	9.30~12.00	奥野公民館	奥野			
		9.30~12.00	飯谷	飯谷、鳥川	3.3	土	9.00~16.00	市役所4階 会議室	所得税、事業税、市県民税申告該当者			
		13.00~16.00	余瀬	余瀬	3.5	月	9.00~16.00					
2.21	水	9.30~12.00	秋留	秋留	3.6	火	9.00~16.00	江良公民館	江良、公園通り			
		13.00~16.00	鶴毛	鶴毛	3.7	水	9.30~16.00	原町公民館	原町全域、鶴町全域			
		9.30~12.00	美砂	美砂、曙、本宮				3.8	木	9.30~12.00	畑浦公民館	畑浦
		13.00~16.00	榎木	榎木	13.00~16.00	細島支所	清正、地藏、吉の川					
2.22	木	9.30~16.00	南日向	笹野東、笹野中、笹野西、金ヶ浜	3.9	金	9.30~12.00	富島漁協	伊勢、高々谷、宮ノ上			
		9.30~12.00	本谷	本谷、西川内				3.12	月	9.00~16.00	市役所4階会議室	花ヶ丘、北町、本町、都町、上町
		13.00~16.00	庄手	庄手				3.13	火	9.00~16.00	〃	中町、南町、広見
2.23	金	9.30~12.00	亀崎	亀崎東、亀崎中、亀崎南	3.14	水	9.00~16.00	〃	東草場、西草場、中原、高見橋通、春原町			
		13.00~16.00	梶木	梶木					申告期限 上記日程に申告 もれの方はこの 日までに相談申 告して下さい。			
		9.30~16.00	比良	比良								
2.24	土	9.30~12.00	中村	中村	2.26	月	9.30~12.00	鳥ノ巣	鳥ノ巣、新財市、千束口			
		13.00~16.00	永田	永田			9.30~16.00	五十猛神社 事務所	山下、往還、川路団地			
		9.30~16.00	〃	〃			〃	〃				

○遺言と私たちの生活

今日でも、「遺言」と聞くと、なんとなく「縁起でもない。」とか「老人や病人が考えるもので、元気にくらししているわたくしには関係がない。」、「相続は法律で定まっているのだから、いまさら遺言を書いておかなくても……」などと考える人が多いようです。

しかし、遺言では死後の財産の分け方とか、使い方など、いろいろなことを定めることができますので、これをじょうずに利用することによって、あとに残される家族の平和な生活を保障することができることも多いのです。

遺言のはなし

また、遺言は相続だけでなく、その他の事についてもすることができます。たとえば、社会事業に財産の一部を死後に寄付したり、事情があつて、生前には自分の子であることを承認することができなかつた婚姻外で出生した子を承認したり、両親に先だたれる幼子を、親代わりとなつて世話をする後見人を、あらかじめ指名しておくなどのことも遺言ですることができます。

守るよう注意してください。民法は、通常の場合の遺言の方式として、三つの方法を定めておられます。

第三は秘密証書によるものです。この方法は、遺言の内容は秘密にしたいが、遺言書のあることは、はっきりさせておきたいときなどに利用する方法です。



優良漁業者を表彰
日向市優良漁業者表彰式は、二月五日午前十時から市役所会議室で、漁業関係者、来賓など多数を迎え盛大に行なわれました。



春を呼ぶ花木即売市

本県で四月行なわれる全国植樹祭にあわせて、県民に「二百万本植樹運動」を呼びかけています。この運動をおすすめるため、二月十日から十二日までの三日間市役所前広場で「花木即売市」が行なわれました。



九州青年の船無事帰港

去る一月二十六日、細島港を出港した第一回「九州青年の船」が二月十日無事帰港しました。この青年の船は、香港、マニラ、沖縄などを訪問し、現地青年たちとの交歓などをしてきたもので、日向市から参加した奈須ときわさん、黒木彰さん、治田美千代さんの三人も四百三十一人の団員とともに元気に細島港に帰ってきました。



読書感想画作品展

勤労青少年ホームでは、二月一日から二十八日まで、「昭和四十七年度日向市小中学生読書感想画作品展」を行なっています。この作品展は、昨年末からことし一月にかけて、市内の小中学生から募集した約五百点の中から入賞作品（佳作を含む）四十四点を選び展示しているもので会場には連日学生らが見学に訪れていました。

話題を追って・わだいをあつて・ワダイヲオツテ

夜警を巡回、激励

カチカチ火の用心……毎年寒くなると各家庭にヒョウシキの音がひびきわたる。市内消防団員の夜警は、本年も一月五日から二月末日まで行なわれていますが、市幹部、消防関係幹部らは、一月二十五日、二十六日の二日間、市内各地区の消防団員の夜警を巡回、激励しました。



支給範囲がひろがります

〈児童手当制度〉

- 一、児童手当を受給できる人は
児童手当は、本年四月から、日本国内に住所があるすべての人がつぎの要件にあてはまっているときに支給されることとなります。
(1)十八歳未満の児童を三人以上養育しており、そのうちの一人以上が、昭和三十八年四月二日以後に生まれた児童であること。
これまでは、三人以上の児童のうち、児童手当制度が発足した昭和四十七年一月一日現在で五歳未満の児童(昭和四十二年一月二日以後に生まれた児童)がいることが必要でしたが、ことしの四月からは、その範囲がひろがって、三人以上の児童のうち、ことしの四月一日現在で十歳未満の児童(昭和三十八年四月二日以後に生まれた児童)がいれば支給されるようになります。
(2)その人の収入が、一定の額(たとえば、扶養親族五人の場合二百三十三万四千円)の額はことしの六月から引き上げられる予定ですから、満たないこと。
なお、この児童手当は、各種の福祉年金や児童扶養手当などを受けている人でも支給されます。
- 二、児童手当の額は
児童手当の月額は、ことしの四月から、三人以上の児童のうち、出生順に数えて三人目以降の児童で、昭和三十八年四月二日以後に生まれた者一人につき、三千円となります。
三、児童手当の支給を受けるための手続きは
児童手当の支給を受けるためには、認定請求の手続きを市福祉事務所で行ってください。児童手当額がふえる場合も同様ですから、お忘れなく申し出て下さい。
ことしの四月から児童手当の支給範囲がひろがりますので、四月から新たに該当すると思われるかたや、児童手当の額がこれまでの額よりふえると思われるかたは、すぐに市福祉事務所請求の手続きをとってください。もしその手続きが四月以降になりますと、四月分から支給を受けることができなくなり、請求をした月の翌月からとなりますので、おそくとも三月までに手続きをしてください。
なお、公務員と三公社に勤めているかたは、勤め先に申し出て下さい。

おしらせ



農業委員選挙人名簿

縦覧について

日向市農業委員会委員選挙人名簿は、昭和四十八年三月三十一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に、農業委員会委員の補欠選挙が行なわれる場合に使用される名簿です。この名簿には、補充登録または補正登録の制度がありませんが、したがって登録資格があつてもこの名簿に登録されていないと投票することができませんので、つぎの期間にいま一度お確かめください。

△期間 昭和四十八年二月二十三日から昭和四十八年三月九日まで。

△場所 日向市選挙管理委員会事務局。

栄養学級生を募集

日向保健所では、昭和四十八年度の保健栄養学級生をつぎのとおり募集しています。

この栄養学級というのは、乳幼児、児童、青少年の体位の向上、成人病の予防、家庭の健康管理などの基礎を、栄養学、食品学、調

理をおしておこない、明るい健康生活をつくることを目的とします。

▽開講 四月から毎月一回（第二火曜日）

▽経費 試食、昼食を兼ねて材料費だけです。

▽開設場所 日向保健所。

▽募集人員 五十人。

▽募集期間 三月末日まで。

▽資格 一般家庭の主婦および一般女子、男子を問いません。申し込み用紙は、日向保健所にあります。電話でお申し込みになつてもけっこうです。

国民健康保険証の検認について

市保険衛生課では、三月十二日から三月三十日までの日程（日程表は各家庭に郵送）で、市内を各地区ごとに巡回して、日向市国民健康保険の「被保険者証」の検認を行ないますので、もよりの場所必ず検認を受けてください。

当日は、現在使用中の「被保険者証」をお忘れなくご持参ください。現在の「被保険者証」は、本年三月三十一日で無効となり、期限後は使用できませんのでくれぐれもご注意ください。

県東京学生寮入寮者募集

県教育庁では、昭和四十八年度宮崎県東京学生寮入寮生をつぎのとおり募集しています。

▽対象 県内に居住する子弟などで、昭和四十八年度に東京都およびその周辺に所在する大学に入学する男子。

▽募集人員 男子百人（一室二名収容）

▽入寮期間 一カ年以内。

▽寮費 月六千円程度（食費を含む。）

▽申込手続 入寮希望者は、所定の入寮申込書を宮崎県教育庁学校教育課（宮崎市橋通り東一丁目九番十号）に申し込むこと。

▽申込期間 昭和四十八年一月二十九日から三月五日まで。

▽その他 入寮申込書の請求およびその他不明な点は、つぎに照会すること。（入寮申込書の郵送希望者は、宛名を明記し、切手をはった返信用封筒を提出すること。）

○宮崎県教育庁学校教育課管理係（宮崎市橋通り東一丁目九番十号）

心身障害者扶養

共済制度に加入を

この制度は、心身に障害がある人（ちえ遅れ、からだの不自由、精神病などの人）を持つ保護者に万一のことがあったとき、保護者にかわって、心身障害者に毎月二万円の年金を給付することによって、その生活の安定と福祉の向上を計ろうとするものです。

加入できる人は

将来一人で生活することがむずかしいと思われる心身障害者の保護者（親、子、兄弟、姉妹、親族など）で、

① 県内に住んでいる人。

② 普通の生命保険に加入できる程度の健康な人。

③ 年令が四十五歳未満の人。

心身に障害のある人とは

① 精神薄弱で、知能指数七十五以下の人。

② 身体障害者で、身体障害程度が、身体障害者手帳の一級から三級に該当する人。

③ そのほか、精神または身体に永続的な障害があり、この障害が②と同程度と認められる人。

掛金は

① 三十五歳未満の人は、月千円

② 三十五歳以上四十五歳未満の人は、月千三百円

③ 加入した後、四十五歳以上になった人は、月千五百円。

加入の申し込みは

市福祉事務所保護係まで。

こ存じですか!!

簡易保険の団体貸付

簡易保険に加入されているみなさんから払い込まれた保険料が、市町村の行なう、学校、住宅、道路などの建設資金として還元され、地域社会の向上の発展のため役立つておりますが、このほかに

加入者のかたがたに直接利用していただける制度として団体貸付があります。

この制度は、婦人会やPTA、あるいは町内会などのみなさんが十五人以上お集りになり、一つの簡易保険の団体をおつくりになりますと新生活運動の場としての集会施設、あるいは犯罪のない明るい町にするための街路燈の建設や教育用器具、農機具の購入など、地域ぐるみの利益となる施設づくりに必要な資金を、月々お払い込みになる保険料の三十倍までをお貸ししようとする制度です。

貸付期間は、五年間の均等弁済で、利息はわずかに年六割です。

さらに、代表者のかたが、毎月の保険料をとりまとめて払い込まれますと、月額保険料の七割が割引となりますので、この二つの特典をうまくご活用になり、みなさんのお力でみなさんの施設をおつくりになつてはいかがでしょうか。

市福祉事務所（日向郵便局）

人口

(2月1日現在)

男	23,584人	68人増
女	26,762人	33人増
計	50,346人	101人増
世帯数	14,035	35増